

# 子育て王国とっとりサイト管理運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

## (業務目的)

第1条 この要領は、子育て王国とっとりサイト管理運営業務委託において、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

## (業務内容)

第2条 業務の内容は、別添1「子育て王国とっとりサイト管理運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

## (予算額)

第3条 予算額は11,930千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。なお、各年度の委託料上限額は、金2,386千円とする。

## (業務期間)

第4条 業務期間は、契約締結日から令和13年3月31日までとする。

## (参加資格要件)

第5条 このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 鳥取県内に本店、本部、支店、支部等を有する法人又は団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「情報処理サービス」の「コンテンツ作成」に登録されている者であること。

なお、このプロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和7年12月18日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより次の場所に提出すること。この際、このプロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに次の場所に必ず連絡すること。

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (4) 本件調達の公告日から別添2企画提案書作成要領1(1)の書類（以下「企画提案書等」という。）の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (5) 本件調達の公告日から企画提案書等の提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 鳥取県（以下「県」という。）との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

（スケジュール）

第6条 契約の締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合もある。

(1) 県ホームページ掲載（公募開始）	令和 7 年 12 月 11 日（木）
(2) 競争入札参加資格審査申請書提出期限	令和 7 年 12 月 18 日（木）
(3) 質問受付期限	令和 7 年 12 月 23 日（火）
(4) 質問回答期限	令和 8 年 1 月 9 日（金）
(5) 企画提案参加申込書等提出期限	令和 8 年 1 月 19 日（月）
(6) 参加資格審査結果の通知期限	令和 8 年 1 月 28 日（水）
(7) 企画提案書等提出期限	令和 8 年 2 月 3 日（火）
(8) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施）	令和 8 年 2 月中旬頃
(9) 審査結果の通知	令和 8 年 2 月下旬
(10) 契約締結等の協議及び見積依頼	令和 8 年 2 月下旬
(11) 契約締結	令和 8 年 3 月下旬

2 実施要領等の交付については、次のとおりとする。

(1) 交付方法

令和 7 年 12 月 11 日（木）から令和 8 年 2 月 3 日（火）までの間に鳥取県子ども家庭部子育て王国課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kosodate-ouen/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

(2) 交付期間及び時間

令和 7 年 12 月 11 日（木）から令和 8 年 2 月 3 日（火）までの間（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）に規定する鳥取県の休日を除く。（以下「休日等」という。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(3) 交付場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県子ども家庭部 子育て王国課  
電話：0857-26-7148 フaxシリ：0857-26-7863  
電子メール：kosodate@pref.tottori.lg.jp

(4) 交付資料

- ・子育て王国とっとりサイト管理運営業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）
- ・「企画提案参加申込書（様式第 1 号）」及び「公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第 2 号）」
- ・子育て王国とっとりサイト管理運営業務委託公募型プロポーザル審査会評価要領（以下「評価要領」という。）
- ・仕様書

- 企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）

(質問の受付)

第7条 仕様書に関し、質問がある場合は、令和7年12月11日（木）から同月23日（火）午後5時15分までの間に、前条第2項第3号の提出先に、電子メールにて送付すること（様式は任意）。

なお、質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて、令和8年1月9日（金）までに以下ホームページに掲載して回答するものとする。また、訪問又は電話による質問は、原則として受け付けないこととする。

鳥取県子ども家庭部子育て王国課ホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kosodate-ouen/>)

(企画提案参加申込書等の提出)

第8条 このプロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書（様式第1号）及び公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）

(2) 提出期間

令和7年12月11日（木）から令和8年1月19日（月）までの間（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、令和8年1月19日（月）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(4) 提出場所

第6条第2項第3号に同じ。

(5) 提出部数

1部

(6) その他

このプロポーザルへの参加は、第1号の提出書類（以下「企画提案参加申込書等」という。）を第2号の提出期間内に提出した者に限る。

2 県は前項により提出のあった企画提案参加申込書等を審査の上、プロポーザルへの参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年1月28日（水）までに文書で提出者に通知するものとする。

(企画提案書等の作成)

第9条 企画提案書等は、作成要領に基づき作成するものとする。

2 提案者は、業務を一括して第三者に委託（請負を含む。以下「再委託」という。）することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、業務の一部を再委託する予定の者又は業務に関する助言等を受ける予定の者（以下「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領1（1）

ア（イ）の「事業の実施体制を明らかにする書類」に記載すること。

- 3 提出方法は、持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。
- 4 提出期間及び時間は、令和7年12月11日（木）から令和8年2月3日（火）までの間（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、令和8年2月3日（火）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。
- 5 提出部数及び規格は、社名（団体名）の記載があるものは正本1部、社名（団体名）を伏せたものは正本1部、副本5部とし、A4版縦（A3版の折込可）とすること。
- 6 提出場所は、第6条第2項第3号の提出先とする。

#### （審査会の設置）

- 第10条 県は、企画提案の順位を決定するため、子育て王国とつとりサイト管理運営業務委託公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- 2 審査会は企画提案の順位を審議し、決定するものとする。
  - 3 審査会は鳥取県職員以外の有識者を含む5名以内で構成し、委員長及び委員を置くものとする。
  - 4 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

#### （プレゼンテーションの実施）

- 第11条 審査にあたっては、次のとおり提案者によるプレゼンテーションを実施する。なお、具体的な日時及び場所については、企画提案参加申込書等を提出した者に別途通知する。

- (1) 日時 令和8年2月中旬頃
- (2) 場所 鳥取県庁（鳥取県鳥取市東町一丁目220番地）
- (3) 参加条件  
プレゼンテーションは1提案につき25分程度（内容説明15分以内、質疑応答10分程度）とする。なお、別途通知するプレゼンテーションの実施時間の10分前までに集合すること。

#### （評価方法）

- 第12条 企画提案書等の内容を評価要領に基づき評価するものとし、審査委員の合計得点で最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

#### （最優秀提案者の選定方法）

- 第13条 原則として、前条により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

#### （審査結果の通知、公表）

- 第14条 審査結果は、鳥取県子ども家庭部子育て王国課ホームページで公表するとともに、参加者全員に通知する。公表については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者のみとする。

鳥取県子ども家庭部子育て王国課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/koso/date-ouen/>）

(契約締結に関する事項)

第 15 条 第 13 条により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徵して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内の内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、同条により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(企画提案書等の取扱い)

第 16 条 企画提案書等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 企画提案書等は原則として返却しない。
- (2) 県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提出者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。
- (3) 最優秀提案者に選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約締結時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。また、最優秀提案者に選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (4) 企画提案書等の提出後の差替え及び追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 企画提案書等の作成、提案及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(企画提案書等の無効)

第 17 条 第 5 条に規定する参加資格のない者が提出した企画提案書等又は虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とする。

2 プレゼンテーションに参加しない提案者が提出した企画提案書等は、無効とする。

(提案者の失格)

第 18 条 提案者のうち審査会の委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(暴力団の排除について)

第 19 条 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を

行ったと認められるとき。

- ア 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- イ 暴力団員を雇用すること。
- ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務の下請等をさせること。

(その他)

- 第20条 実施要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に際し必要な事項は、鳥取県子ども家庭部子育て王国課長が別に定める。
- 2 鳥取県議会令和7年12月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、本プロポーザルを実施しない。

附 則

この要領は、令和7年12月11日から施行し、契約締結日をもって廃止する。